


### 第3回 伯耆町ガソリン等

### 購入助成券の配布

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた家計支援の一環として、町内の取扱店でガソリン等の購入やタクシーに利用できる助成券を、町内の全世帯に配布します。

<b>助成券の金額</b>	<b>発送時期</b>
1世帯あたり <b>20,000円</b> (1,000円券×20枚)	令和4年3月上旬に <b>世帯主へ郵便(簡易書留)</b> で送付
<b>対象世帯</b>	
令和4年2月1日時点で住民票の登録がある全世帯	
<b>対象商品・サービス</b>	
ガソリン・軽油・灯油・タクシー利用	
<b>利用方法</b>	
利用(給油)前に係員に助成券を使用する旨を伝える (詳しくは各取扱店にお問い合わせください)	

<b>利用期限</b>	
令和5年1月31日(火)	見本



**問い合わせ先** 住民課 TEL 0859-68-5531

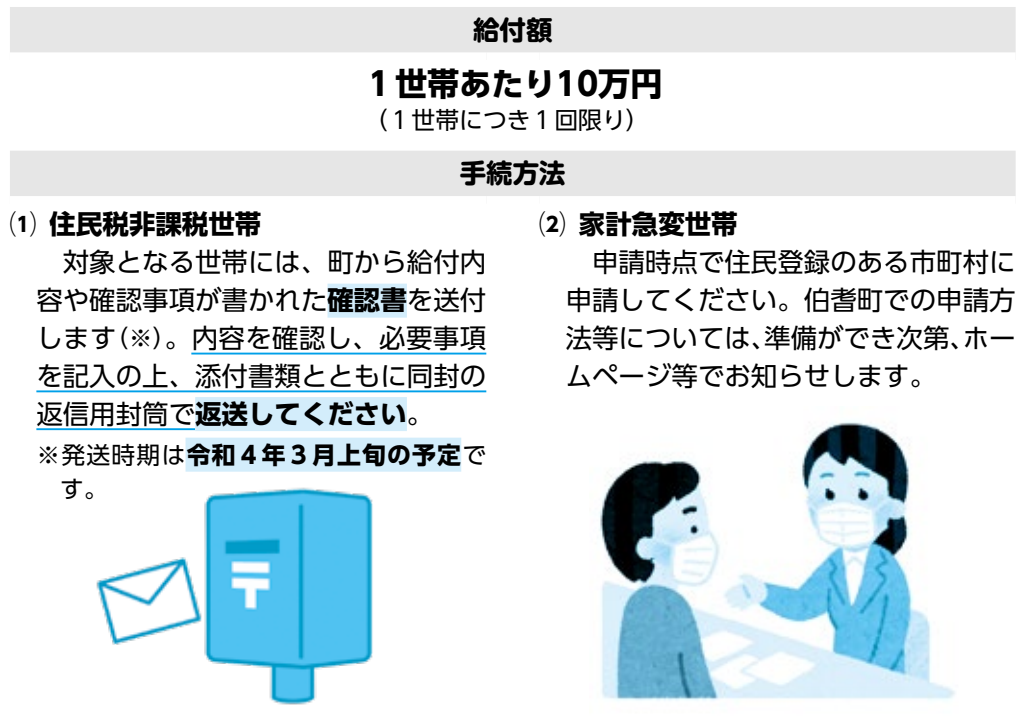
おしらせ

INFORMATION

### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

<b>対象世帯</b>
(1) <b>住民税非課税世帯</b> 令和3年12月10日時点で伯耆町に住民登録がある世帯で、世帯全員の令和3年度分の <b>住民税均等割が非課税</b> の世帯
(2) <b>家計急変世帯</b> 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が <b>住民税非課税相当</b> となった世帯 ※(1)と重複して受給はできません。
【(1)(2)とも、住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く】
<b>給付額</b>
<b>1世帯あたり10万円</b> (1世帯につき1回限り)
<b>手続方法</b>
(1) <b>住民税非課税世帯</b> 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた <b>確認書</b> を送付します(※)。内容を確認し、 <u>必要事項を記入の上、添付書類とともに同封の返信用封筒で返送してください。</u> ※発送時期は <b>令和4年3月上旬の予定</b> です。
(2) <b>家計急変世帯</b> 申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。伯耆町での申請方法等については、準備ができ次第、ホームページ等でお知らせします。



**問い合わせ先** 住民課 TEL 0859-68-5531